

建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料（※和歌山市を除く県内全域）

（令和3年4月1日以降認定申請受付分より）

認定申請手数料の考え方（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項）

1. 認定申請の審査

【1. 認定申請手数料】のみの金額となります。

【1. 認定申請手数料】

認定単位により「表1」から「表3」を組み合わせて、認定手数料を算出します。

- 1) 一戸建ての住宅の場合 : 「表1」
- 2) 共同住宅等の場合
 - ・ 住棟全体 : 「表2」
- 3) 非住宅建築物の場合 : 「表3」
- 4) 複合建築物の場合
 - ・ 非住宅部分のみ : 「表3」
 - ・ 建築物全体 : 「表2」 + 「表3」

「表1」一戸建て住宅

方法の別	床面積の合計 A (㎡)	手 数 料	
		適合証の添付がある場合	適合証の添付がない場合
モデル住宅法及び仕様基準の評価の方法以外の方法	A < 200	5,000 円	35,000 円
	200 ≤ A	5,000 円	39,000 円
モデル住宅法	A < 200	5,000 円	18,000 円
	200 ≤ A	5,000 円	19,000 円
仕様基準の評価の方法	A < 200	5,000 円	18,000 円
	200 ≤ A	5,000 円	19,000 円

- 備考：1 「モデル住宅法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下「基準省令」という。）第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)の基準による方法をいう。
- 2 「仕様基準の評価の方法」とは、基準省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)の基準による方法をいう。
- 3 「適合証」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、申請に係る建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「法」という。）第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであることを証する書面をいう。

「表2」共同住宅等全体

方法の別	床面積の合計 A (㎡)	手 数 料	
		適合証の添付がある場合	適合証の添付がない場合
フロア入力法及び仕様基準の評価の方法以外の方法	A < 300	10,000 円	70,000 円
	300 ≤ A < 2,000	21,000 円	118,000 円
	2,000 ≤ A < 5,000	46,000 円	200,000 円
	5,000 ≤ A < 10,000	82,000 円	287,000 円
	10,000 ≤ A < 25,000	132,000 円	565,000 円
	25,000 ≤ A < 50,000	200,000 円	999,000 円
フロア入力法	A < 300	10,000 円	34,000 円
	300 ≤ A < 2,000	21,000 円	58,000 円
	2,000 ≤ A < 5,000	46,000 円	105,000 円
	5,000 ≤ A < 10,000	82,000 円	159,000 円
	10,000 ≤ A < 25,000	132,000 円	292,000 円
	25,000 ≤ A < 50,000	200,000 円	495,000 円
仕様基準の評価の方法	A < 300	10,000 円	34,000 円
	300 ≤ A < 2,000	21,000 円	58,000 円
	2,000 ≤ A < 5,000	46,000 円	105,000 円
	5,000 ≤ A < 10,000	82,000 円	159,000 円
	10,000 ≤ A < 25,000	132,000 円	292,000 円
	25,000 ≤ A < 50,000	200,000 円	495,000 円
	50,000 ≤ A	303,000 円	867,000 円

- 備考：1 「フロア入力法」とは、基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)の基準による方法をいう。
- 2 「仕様基準の評価の方法」とは、基準省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)の基準による方法をいう。
- 3 「適合証」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、申請に係る建築物が法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであることを証する書面をいう。

「表3」非住宅建築物

方法の別	床面積の合計 A (㎡)	手 数 料	
		適合証の添付がある場合	適合証の添付がない場合
モデル建 物法以外 の方法	$A < 300$	10,000 円	232,000 円
	$300 \leq A < 1,000$	17,000 円	295,000 円
	$1,000 \leq A < 2,000$	27,000 円	376,000 円
	$2,000 \leq A < 5,000$	82,000 円	536,000 円
	$5,000 \leq A < 10,000$	130,000 円	661,000 円
	$10,000 \leq A < 25,000$	164,000 円	781,000 円
	$25,000 \leq A < 50,000$	205,000 円	891,000 円
	$50,000 \leq A$	287,000 円	1,111,000 円
モデル建 物法	$A < 300$	10,000 円	89,000 円
	$300 \leq A < 1,000$	17,000 円	115,000 円
	$1,000 \leq A < 2,000$	27,000 円	149,000 円
	$2,000 \leq A < 5,000$	82,000 円	241,000 円
	$5,000 \leq A < 10,000$	130,000 円	315,000 円
	$10,000 \leq A < 25,000$	164,000 円	378,000 円
	$25,000 \leq A < 50,000$	205,000 円	444,000 円
	$50,000 \leq A$	287,000 円	575,000 円

- 備考：1 「モデル建物法」とは、基準省令第1条第1項第1号口の基準による方法をいう。
- 2 「適合証」とは、法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、申請に係る建築物が法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであることを証する書面をいう。